

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事業又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等-償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの-決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品-定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
-自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
-リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

なお、平成25年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金-独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度によるため該当ありません。
- ・賞与引当金-職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- ・徴収不能引当金-金銭債権の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

平成27年度から「社会福祉法人会計基準」を適用した。

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用しております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)  
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各事業区分、各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業

ア 法人運営事業拠点区分

- (ア) 法人運営事業サービス区分
- (イ) 地域福祉事業サービス区分
- (ウ) 寄附金事業サービス区分
- (エ) 資金貸付事業サービス区分

イ ボランティアセンター事業拠点区分

ウ 共同募金配分金事業拠点区分

エ 相談支援事業拠点区分

オ 地域包括支援センター事業拠点区分

カ 居宅介護支援事業拠点区分

キ デイサービスセンター事業拠点区分

(ア) 通所介護事業サービス区分

(イ) 認知症対応型通所介護事業サービス区分

ク 基金運営事業拠点区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	194,702,473	21,938,816	172,763,657
車輛運搬具	32,014,592	30,008,502	2,006,090
器具及び備品	14,177,548	11,735,256	2,442,292
リサイクル料預け金	24,930	0	24,930
合 計	240,919,543	63,682,574	177,236,969

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
福祉基金貸付金	724,546	△107,000	617,546
合 計	724,546	△107,000	617,546

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

国庫補助金等特別積立金

従来基準（平成12年基準）における国庫補助金等特別積立金取崩は、平成19年3月31日以前に取得した固定資産に対しては、残存価額の10%を控除せず積立金全額を取崩対象としていたが、新会計基準（平成23年基準）移行で、平成19年3月31日以前に取得した固定資産は残存価額を10%として控除した額を対象に取崩することとされました。